

平成21年4月10日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第31号（実務対応報告第15号の改正案）

「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い（案）」 の公表

コメントの募集

当委員会では、京都議定書で定められた京都メカニズムにおけるクレジット（排出クレジット）の会計処理について、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」を平成16年11月に公表しています。また、企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」や企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」を公表したこと等に伴い、平成18年7月に所要の改正を行っております。

平成20年10月より排出量取引の国内統合市場の試行的実施の仕組みの1つとして試行排出量取引スキームが開始されたことに伴い、当委員会では、当該スキームにおいて必要と考えられる会計処理について、検討を行ってまいりました。

今般、平成21年4月3日開催の第174回企業会計基準委員会において、標記の実務対応報告の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、平成21年5月11日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメント等を当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：co2_2009_asbjed@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 会計処理

試行排出量取引スキームにおいて、政府から排出枠を無償で取得する場合、次の処理を行う。

▶ 事後清算により排出枠を取得する場合（本公開草案 4(3)①参照）

- 取得時には会計上、取引を認識しない。
- 企業が複数年度にわたって当該スキームに参加する場合、排出枠を売却しても、その後の排出の状況によっては、当該スキームに参加する複数年度通算で排出枠が不足する可能性があることから、当該売却は暫定的なものとして、売却の対価は仮受金その他の未決算勘定として計上し、当該スキームに参加する複数年度を通算して目標達成が確実と見込まれた時点で利益に振り替える（又は、目標未達となり費用が発生する場合には、費用の減額に充てる。）。
- 無償で取得した排出枠とは別に、他者から購入した排出枠も保有している場合には、まず他者から購入した排出枠を売却したものとみなす。

▶ 事前交付により排出枠を取得する場合（本公開草案 4(3)②参照）

- 事前交付時には会計上、取引を認識しない。
- 排出枠を売却した場合の会計処理については、事後清算により排出枠を取得する場合と同様である。

▶ 費用の計上（本公開草案 脚注12参照）

- 試行排出量取引スキームにおいても、将来の自社使用を見込んで排出クレジットを他者から購入する場合と、費用計上の考え方は同じである。
- 費用の計上は、各目標設定年度の目標未達が政府の目標達成確認システムにおいて確認された時点や不足する排出枠をBORROWINGにより償却した時点ではなく、資産計上された排出枠又は代替する排出クレジット若しくは国内クレジットを償却した時点で行う。

■ 適用時期（本公開草案 6(2)参照）

改正された本実務対応報告は、公表日を含む事業年度から適用する。

＜参 考＞

排出量取引の国内統合市場の試行的実施の概要¹

排出量取引の国内統合市場の試行的実施は、以下の2つの仕組みにより構成される。

(1) 試行排出量取引スキーム

- 参加する企業等が自主的に排出削減目標を設定し、その目標達成を目指して排出削減を進める。
- 企業等は、以下の排出枠・クレジットを調達し、目標達成に充当することができる。
 - ・ 他の企業等の削減目標の超過達成分の排出枠
 - ・ 国内クレジット
 - ・ 京都クレジット

(2) クレジットの創出、取引

① 国内クレジット

- 京都議定書目標達成計画に基づき、中小企業等（自主行動計画に参加していない者）が行う排出削減事業に対し、所要の手段を通じて、認証されるクレジット。
- 大企業等と中小企業等との協働（共同）事業として実施される。

② 京都クレジット

- 京都クレジットについては、京都議定書に基づき、既にその創出、取引等に関するルールが定められている。

なお、詳細については、経済産業省のホームページ
(http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/index.html) 又は
環境省のホームページ (<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/det/dim/trial.html>) を参
照のこと。

以 上

¹ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施について」（平成20年10月21日 地球温暖化対策推進本部決定）より作成。